# 国民健康保険には医療機関への支払いが困難になったときのために減額・免除・徴収猶予制度があります

国民健康保険では、震災、風水害、火災などの災害により人的、資産的に重大な損害を受けたときや、干ばつなどによる農作物の不作および事業などの休廃止、失業など（定年退職または自己都合などによる退職を除く）により収入が著しく減少し、保険医療機関への支払いが一時的に困難となった時には、国民健康保険法に規定する医療機関で支払う一部負担金の減免・徴収猶予を受けられることがあります。

## ■減免の基準 次の3区分で行ないます

**徴収猶予**

世帯の実収入月額（※1）が基準生活費（※2）の130％以下の世帯は、一部負担金の徴収を6カ月以内の期間に限り猶予します。

**減額（一部免除）**

世帯の実収入月額が基準生活費の110％を超え115％以下の世帯は、一部負担金の7割を、115％を超え120％以下の世帯は、一部負担金の4割を3カ月以内の期間に限り減額します。

**免除**

世帯の実収入月額が基準生活費の110％以下の世帯は、一部負担金を3カ月以内の期間に限り免除します。

※1 実収入月額とは、生活保護法の規定による保護の要否判定に用いられる収入の認定による月額をいいます。

※2 基準生活費とは、生活保護法による保護の基準に規定する基準生活費をいいます。

## ■申請と承認の方法

免除などの措置を受けようとする世帯主は、原則として療養の給付を受ける前に、国民健康保険係に備え付けの「一部負担金減免等申請書」に、申請理由を明らかにする書類などを添付して提出してください。

町が提出された書類などに基づいて調査を行い、承認を決定します。

問い合わせ　健康・保険課　国民健康保険係　☎232-4912

# 「日本年金機構」が来年1月1日からスタート！

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします

国民の皆さんの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

●現在ある最寄りの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます。

●日本年金機構の設立に伴い、国民の皆さんに何らかの手続きをしてもらうことは一切ありませんので、ご安心ください。

**年金や健康保険などで分からないことがあったら？**

社会保険出張相談所でご相談ください

●最寄りの開設場所
**大津町役場**

●日　時
**12月16日（水）**
**午前10時～午後3時**

平成22年1月1日

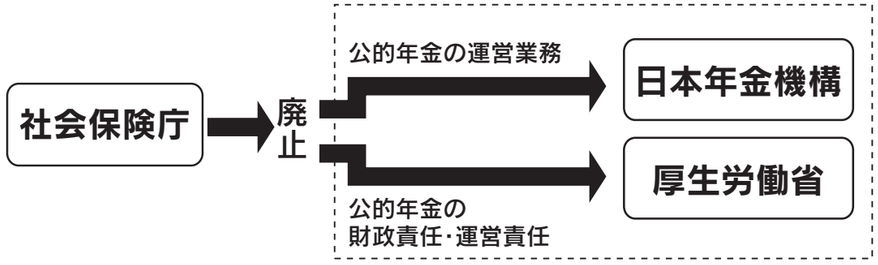


| 問い合わせ | 熊本西社会保険事務所 | ☎ 355-3261 |
|---|---|---|
| | 町民課　年金係 | ☎ 232-4914 |

社会保険庁ホームページアドレス http://www.sia.go.jp/



# 年末年始の「ごみ収集」と「し尿くみ取り」

年末年始に伴うごみ収集日の変更などをお知らせします。
詳しくは、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

**●収集地区　D**
不燃・埋立ごみ
12月23日（第４水曜日）を24日（第４木曜日）に変更

**●収集地区　C・D**
白色トレイ・発泡スチロール
１月１日（第１金曜日）を８日（第２金曜日）に変更

**●収集日以外は、ごみを出さないでください。**

**●ごみを個人で持ち込む場合、所定の処分手数料が必要です。**
（ごみ指定袋に入れる必要はありません。搬入日をご確認ください。）

**ごみの個人持ち込み先**

| | |
|---|---|
| 燃やすごみ<br>可燃性粗大ごみ | 東部清掃工場<br>☎293-5245 |
| 資源物、不燃・埋立ごみ<br>不燃性粗大ごみ | 環境美化センター<br>☎293-1222 |

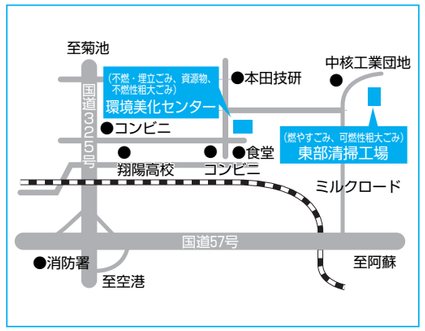


## 年末年始のごみ収集・し尿くみ取り日程表

| 期　日 | ごみ収集（通常のごみ置き） | ごみを個人で持ち込む場合：燃やすごみ、可燃性粗大ごみ（東部清掃工場） | ごみを個人で持ち込む場合：資源物、不燃・埋立ごみ、不燃性粗大ごみ（環境美化センター） | し尿くみ取り |
|---|---|---|---|---|
| 12月26日(土) | 休　み | ★8：30～17：00 | ★8：30～17：00 | 12月24日(木)までに依頼があった分は、26日(土)までにくみ取ります。<br>●問い合わせ<br>中野衛生(有) ☎232-0636 |
| 27日(日) | | | | |
| 28日(月) | 収集カレンダーのとおり | 8：30～17：00 | 8：30～17：00 | |
| 29日(火) | | ★8：30～17：00 | ★8：30～17：00 | |
| 30日(水) | | | | |
| 31日(木) | 休　み | 休　み | 休　み | |
| 平成22年１月１日(金) | | | | |
| 2日(土) | | | | |
| 3日(日) | | | | |
| 4日(月) | 収集カレンダーのとおり | 8：30～17：00 | 8：30～17：00 | 通　常 |

※12:00～13:00は、受付を休みますのでご注意ください。★特別開放日

# 生ごみ処理機の購入に補助をしています

生ごみの処理は、生ごみ処理機や処理容器を使うことにより、ごみの減量につながります。
また、処理機によってできた堆肥は、家庭菜園などに利用できます。
町では、これらの処理機や処理容器を購入する際の補助を行っています。

**電動式生ごみ処理機設置事業補助金**

**●補助金額**
処理機購入代金（消費税を含む）の２分の１で、３万円を限度とします（100円未満切り捨て）。補助対象は、1世帯当たり１台です。ただし、処理機購入後５年を経過して買い換えた場合は、補助を受けることができます。処理機の耐用年数は、５年以上です。補助金の申請者は、購入した人です。購入後６カ月以内に必要書類を添えて、環境生活課に申請してください。

**●必要書類**
領収書、保証書、生ごみ処理機の構造・機能の確認できる書類（取扱説明書など）、印かん（認印可）、申請者の振込先の口座が分かるもの

**生ごみ処理容器設置事業補助金**

**●補助金額**
処理容器購入代金（消費税を含む）の２分の１で、１基につき5,000円を限度とします（100円未満切り捨て）。補助対象は、１世帯当たり２基までです。ただし、処理容器購入後５年を経過した場合は、補助を受けることができます。処理容器の耐用年数は５年以上です。

処理容器は、印かん（認印可）を持参のうえ、指定店で購入してください。

**●指定店**
**ハンズマン菊陽店　☎232－5525**

問い合わせ　環境生活課　☎ 232－2114